

被扶養者加入手続き 提出書類

1. 認定対象者（扶養に入れたい家族）の証明書類として、以下の該当する区分すべてを提出してください。

区分		【提出書類】 表中に「写し」と記載がないものは、すべて原本で提出	入手先	
全員提出が必要な書類		健康保険被扶養者異動届	健保HP	
		扶養状況調書〔義務教育終了前の方（15歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	健保HP	
		住民票（世帯全員分・続柄明記のもの） 〔配偶者が別居の場合〕婚姻届受理証明書で代用可 〔出生の場合〕母子手帳の写しで代用可 ※母子手帳の写しは①誕生日②保護者氏名③出生届出済証明（市区町村長押印済）が必要	市区町村役場	
		前に加入していた健康保険資格喪失証明書または国民健康保険証の写し〔出生の場合は不要〕	認定対象者の前加入先	
< A. 就職状況（①～⑤のうち、該当する区分の書類を提出） >				
①	就職経験のない方・退職して2年以上の方	所得証明書または非課税証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	市区町村役場	
②	退職した方（退職後2年未満）	失業給付受給前・受給なし	雇用保険離職票 1.2 の写し〔離職票がない場合、退職日のわかるもの（源泉徴収票の写し）〕	前の勤務先
		失業給付受給後	雇用保険受給資格者証の両面写し（支給終了印のあるもの）	ハローワーク
③	学生以外でパート・アルバイトしている方	給与（見込）証明書<様式 3>	勤務先	
④	自営業・農業・不動産等 個人事業収入がある方	確定申告書の写し、および収支内訳のわかるもの	税務署	
⑤	大学・専門学校等に在学中の方	在学証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	学校	
< B. その他の収入状況（該当する場合、追加で以下の書類を提出） >				
給与以外の安定した収入がある方（株式配当等を含む） ※下記3つに該当する場合は記載の書類をあわせて提出		所得証明書または非課税証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	市区町村役場	
	年金・恩給を受給している方（遺族年金含む）	年金・恩給改定通知書の写し、または振込通知書の写し（最新のもの）	年金事務所	
	これから年金・恩給を受給する方	年金見込額回答票の写し	年金事務所	
	障害年金を受給している方	障害者手帳、および障害年金改訂通知書の写し	市区町村役場	
< C. 同居状況（該当する場合、追加で以下の書類を提出） >				
被保険者と別居している方（配偶者除く）		戸籍謄本	市区町村役場	
		被扶養者の住民票（被扶養者の同居家族全員記載分）	市区町村役場	
		所得証明書または非課税証明書〔18歳以下の方（18歳年齢到達後、最初の4月1日に到達していない方）は不要〕	市区町村役場	
		仕送り証明として振込依頼書、または銀行通帳の写し	金融機関	

2. 認定対象者（被扶養者）に被保険者以外の同居家族がいる場合は、その家族の収入状況が確認できる書類（上記A・B参照）を提出してください。ただし、次の場合は不要です。

- 被保険者の配偶者を申請する場合
- 18歳未満の子の申請で、被保険者の配偶者がすでに扶養認定されている場合
- 18歳未満の子の申請で、被保険者に配偶者がいない場合（未婚、死別、離婚）

3. 認定対象者（被扶養者）の国籍が日本国籍以外の場合、「外国人登録証」をあわせて提出してください。

4. 上記の提出書類では認定できない場合、追加で書類を求められることがあります。